

デイサービスセンター サンヴェール尾張旭
介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業

重要事項説明書

社会福祉法人 墨友会

介護予防・日常生活支援総合事業
第1号通所事業（介護予防通所介護相当）契約書別紙（兼重要事項説明書）

ご契約者に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者がご契約者に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 墨友会
主たる事務所の所在地	岐阜県大垣市東町4丁目43番地2
代表者（職名・氏名）	理事長 岩田 一司
法人認可日	平成14年7月3日
電話番号	0584-77-7010

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	デイサービスセンター サンヴェール尾張旭	
サービスの種類	第1号通所事業（介護予防通所介護相当）	
事業所の所在地	愛知県尾張旭市南栄町黒石48番1	
電話番号	0561-52-2999	
事業所長（管理者）	杉岡 大祐	
指定年月日・事業所番号	平成20年 7月 1日指定	2374501084
利用定員	定員 35人	
通常の事業の実施地域	【通常の事業の実施地域】尾張旭市・瀬戸市・長久手市 名古屋市（名東区・守山区・千種区）	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	明るく家庭的な雰囲気の中で、利用者の心身の特性を踏まえ適切な介護技術を提供し、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスに努めます。

4. 提供するサービスの内容

当事業所では、第1号通所事業（介護予防通所介護相当）として、事業者が設置する事業所（デイサービス）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持向上と利用者の家族の負担軽減を図ります。

5. 営業日時、営業の中止

営業日	月曜日～土曜日まで営業します。但し、1/1～1/3を除きます。
営業時間	8：30～17：00
サービス提供時間	9：30～15：00

営業日における営業の中止	暴風雨、積雪等により利用者の皆様の心身に危険が懸念される場合は、その日の営業を中止させていただくことがあります。 この場合には、午前8時45分までに電話等によりその旨をご連絡させていただきます。
--------------	--

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
生活相談員	常勤 3人、 非常勤 0人
看護職員	常勤 0人、 非常勤 2人
介護職員	常勤 10人、 非常勤 0人
機能訓練指導員	常勤 1人、 非常勤 2人

7. サービス提供の担当者

サービス提供の管理責任者（管理者）及び担当職員（生活相談員）は下記のとおりです。
サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	管理者 杉岡 大祐
担当職員の氏名	生活相談員 藤岡 悦子

8. サービスと利用料

（1）介護保険の給付対象となるサービスの概要と利用料

<サービスの概要>

- ① 排泄
 - ・契約者個々の身体状況に応じて、適切な排泄介助を行い、排泄の自立に向けて援助を行います。
 - ・おむつを使用されている方につきましては、随時交換を行います。
- ② 健康管理
 - ・利用の都度、バイタルチェックを実施し、契約者の皆様に安心して過ごしていただけるよう健康管理に努めます。
 - また、症状や本人からの希望で看護職員が必要と判断した場合には、速やかにご家族または緊急連絡先に連絡いたします。原則として主治医等への送迎はご家族にて行って頂くようお願い致します。

- ③ 送迎サービス
- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。
 - ・デイサービスとショートステイのご利用者様が同乗することがあります。
- ④ 機能訓練
- ・心身の機能の維持向上を図り、日常生活動作訓練やレクリエーションを提供します。
 - ・機能訓練士が個別の計画を立て、運動器の機能向上を目的とし、利用者の心身の機能の維持向上に資する機能訓練の提供を行います。

<利用料金>

ご契約者がサービスを利用した場合の「基本利用料」は、ご契約者の住所地の算定基準により算定され、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた金額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

総合事業サービスの利用料金

尾張旭市介護予防通所サービス利用料金（住所地が尾張旭市の場合） ※地域単価：10.27円

対象者	サービス費（1ヶ月あたりの単位数）				サービス費負担額 （×10.27円）※		
	基本 単位数	サービス 提供体制 強化加算	科学的介 護推進体 制加算	サービス 単位数 合計	1割負担	2割負担	3割負担
事業対象者・要支援1 要支援2（週1回程度）	1,798	88	40	1,926	1,978円	3,956円	5,934円
要支援2 （週1回を超える程度）	3,621	176	40	3,837	3,941円	7,882円	11,823円

※運動器機能向上加算は、運動器の機能向上を目的として運動器機能向上計画に基づき、個別に機能訓練を実施した場合に、上記基本単位数に225単位（1ヶ月につき）が加算されます。

名古屋市通所型サービス利用料金（住所地が名古屋市の場合）

※地域単価：10.68円

対象者	サービス費（1ヶ月あたりの単位数）				サービス費負担額 （×10.68円）※		
	基本 単位数	サービス 提供体制 強化加算	科学的介 護推進体 制加算	サービス 単位数 合計	1割負担	2割負担	3割負担
事業対象者・要支援1 要支援2（週1回程度）	1,798	88	40	1,926	2,057円	4,114円	6,1円
要支援2（週2回程度）	3,621	176	40	3,837	4,098円	8,196円	12,294円

※運動器機能向上加算は、運動器の機能向上を目的として運動器機能向上計画に基づき、個別に機能訓練を実施した場合に、上記基本単位数に225単位（1ヶ月につき）が加算されます。

瀬戸市介護予防通所サービス利用料金（住所地が瀬戸市の場合）

※地域単価：10.27円

対象者	サービス費（1ヶ月あたりの単位数）				サービス費負担額 （×10.27円）※		
	基本 単位数	サービス 提供体制 強化加算	科学的介 護推進体 制加算	サービス 単位数 合計	1割負担	2割負担	3割負担
事業対象者・要支援1 要支援2（週1回程度）	1,798	88	40	1,926	1,978円	3,956円	5,934円
要支援2（週2回程度）	3,621	176	40	3,837	3,941円	7,822円	11,823円

※運動器機能向上加算は、運動器の機能向上を目的として運動器機能向上計画に基づき、個別的に機能訓練を実施した場合に、上記基本単位数に225単位（1ヶ月につき）が加算されます。

長久手市介護予防通所サービス利用料金（住所地が長久手市の場合）

※地域単価：10.27円

対象者	サービス費（1ヶ月あたりの単位数）				サービス費負担額 （×10.27円）※		
	基本 単位数	サービス 提供体制 強化加算	科学的介 護推進体 制加算	サービス 単位数合 計	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	1,798	88	40	1,926	1,978円	3,956円	5,934円
要支援2	3,621	176	40	3,837	3,941円	7,822円	11,823円

※運動器機能向上加算は、運動器の機能向上を目的として運動器機能向上計画に基づき、個別的に機能訓練を実施した場合に、上記基本単位数に225単位（1ヶ月につき）が加算されます。

☆ご利用者が、まだ要介護認定を受けてない場合は、サービス利用料金の金額を一旦お支払いいただき、要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）また、居宅サービス計画書が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者又はご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービスの概要と利用料金

①食事代	管理栄養士により、ご契約者の年齢、心身の状況により、適切な栄養量及び内容の食事を栄養管理し、提供いたします。また、食材の検収により、新鮮で栄養バランスに配慮された食材にて食事提供を行います。通常、1回につき650円の食事代をいただきます。
②特別な食事代	行事等により、特別な食事を提供する場合は実費相当額（+100円）をいただきます。
③おむつ代	紙おむつやパット類を使用されているご利用者様にましては、ご利用中の交換時には、当施設の物をお使いいただき、実費ご負担いただきます。 (紙おむつ100円 リハビリパンツ120円 尿取パット30円)
③レクリエーション費用等	年間を通じ、各種レクリエーション行事を実施いたします。その際、必要な材料費、入場料等の負担は実費となります。
④日常生活上必要となる諸費用実費	日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担していただくことが適当と認められるものにかかる費用を実費負担していただきます。
⑤記録の複写物実費	ご利用者様やご契約者様は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧していただくことができます。記録の複写物を必要とする場合には、実費をご負担いただきます。(1枚につき20円)

(3) 利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前にご契約者の都合により、サービスの利用を中止、変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。
この場合には、サービス実施日の前日までに事業者にお申し出ください。
- ② サービス利用の変更、追加のお申し出に対して事業所の稼働状況によって、契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議します。

(4) キャンセル料

- ① 利用予定日の前にサービス提供をキャンセルする場合は、前日の17:00までに事業者にご連絡をお願い致します。その時間を過ぎてからのご連絡及び利用当日のキャンセルには、キャンセル料として、自己負担分相当額及び食事代相当額を請求する場合があります。ただし、体調不良等、やむを得ない場合はこの限りではありません。
- ② ご利用中、当日の体調不良等で食事をされなかった場合にも、食事代はいただきます。

(5) 利用料金のお支払い方法

- ①前記(1)(2)の料金・費用は、サービス終了後に、ご利用期間分の合計金額を計算し、利用明細請求書を翌月の15日にお渡し致します。
- ②お支払い方法は、当事業所指定の金融機関の預貯金通帳から、毎月28日(銀行休業日は翌営業日)に口座自動引落としさせていただきます。(口座自動引落としに必要な手数料は、当事業所が負担致します。また、自動引落としは、共立コンピューターサービス株式会社の集金代行サービスによって行われます。)領収書は、次回請求書と併せてお渡しさせていただきます。

9. 緊急時における対応方法

- ・病院受診の必要性があると判断した場合は、ご家族・緊急連絡先・かかりつけの病院(主治医)・その他関係機関にご連絡し速やかに対応します。
- ・治療・処置に急を要すると判断した場合は、協力医療機関等へ緊急搬送させていただきます。(※その他受診に関しては、ご家族同行の上、行っていただくようお願い致します。)

<当施設の協力医療機関>

病院名：旭労災病院

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び市区等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

損害賠償については、ご契約者の単独事故の場合適応されません。ご了承下さい。

11. 健康診断書提出

ご利用に際し、契約者の健康状態を把握し、安心してご利用いただくために、健康診断書の提出をお願いします。

12. 苦情相談窓口

(1) 当事業所における苦情や相談は、下記の専用窓口でお受けします。

- ◆ 苦情受付窓口 生活相談員 藤岡 悦子
電話番号 0561-52-2999
受付日時 平日 9:00~17:00

(2) その他の苦情受付先

- ◆ 国民健康保険団体連合会
電話番号 052-971-4165
- ◆ 尾張旭市市役所長寿課
電話番号 0561-76-8143
- ◆ 愛知県運営適正化委員会 (愛知県社会福祉協議会に設置)
電話番号 052-212-5515

その他、お住まいの市町村へご相談ください。

1 3. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況

- (1) 受付に御意見箱を設置しております。ご意見・苦情等がありましたら備え付けの用紙に記入いただきお入れください。
- (2) 利用者、ご家族様アンケートを随時、実施しております。
- (3) 第三者による評価は、実施しておりません。

1 4. カスタマーハラスメントについて

当施設職員に対する契約者、または家族による以下のような社会相当性を逸脱する行為はご遠慮ください。なお、該当行為があったと当施設が判断した場合、サービスの提供拒否の正当な理由としてご利用をお断りさせていただく場合があります。

さらに、当施設が悪質と判断した場合には、警察・行政・弁護士等に連絡の上、適切な対処をさせていただきます。

- (1) 理不尽・過度な要求
 - ①同じ要望やクレームの過剰な繰り返しによる長時間の拘束行為
 - ②制度上若しくは人員配置上、出来ないことに対し理解を示さずごねる行為
- (2) 大声で怒鳴る、激怒して呼びつける、脅迫・脅迫・威嚇行為
 - ①わずかな不満にでも、訴訟を起こすと脅かす
 - ②何かあるとすぐに「上の者を出せ」という
- (3) 合理的な理由のない当施設への謝罪文や謝罪・処罰の要求
- (4) SNS やインターネット上での誹謗中傷
- (5) 職員個人への攻撃または侮辱・人格を否定する発言
- (6) 職員のプライバシーを侵害する行為
- (7) 不快感を感じさせる職員への性的言動

1 5. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

体調不良時のお申し出	当事業所でも、ご利用者の体調の変化に十分注意しておりますが、ご利用中、ご自分でも気分が悪くなる等、異変があればすぐに職員にお申し出ください。
利用の休止	体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。
迷惑行為等	複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。また、むやみにデイサービス以外の場所に出て行かれたり、施設利用者の居室等に立ち入ったりしないでください。
設備・器具の利用	・施設内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
貴重品の管理	・貴重品等は、極力持ち込まないようにしてください。 ・ご希望の方は、職員でお預かりします。
宗教活動・政治活動	・施設内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
その他	・飲食物の持込みはお断りします。 ・ここに掲載される以外のことにおいても、多くの方が利用される施設ですので、常識的なマナー、エチケットを心掛けてください。

